

「介護職員処遇改善加算」取得に向けて！ 専門家による無料相談のご案内

※無料相談は、介護労働安定センターから処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士を派遣します。

介護職員が安心して、長く働き続けるためにも、**介護職員処遇改善加算について新規取得や上位加算区分への移行、介護職員等特定処遇改善加算の取得**を目指すことをお勧めします。

専門家（社会保険労務士）が**制度概要から加算取得に必要な準備・申請まで**、事業所の状況に合わせてご説明しますので、お気軽にご相談ください！

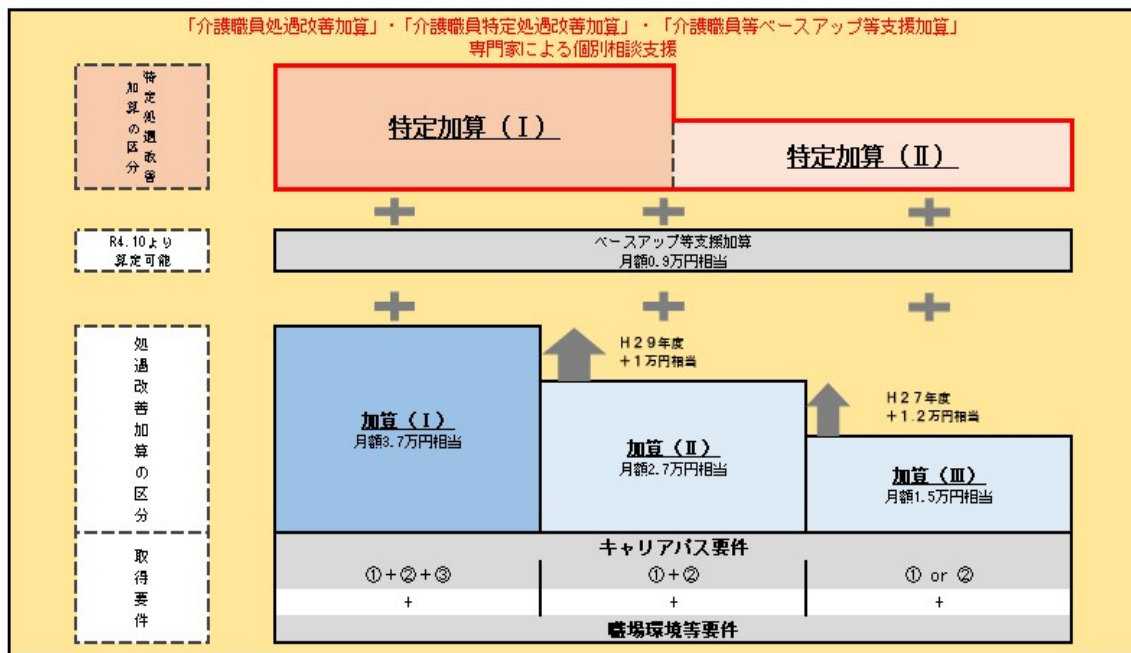
支援対象事業所

次の①、②を満たし、③のうちいずれかの申請を検討されている事業所様が対象です。

- ① 横浜市内に所在する介護保険法に基づきサービス提供を行う事業所
- ② 対象サービスは、居宅系サービス、施設系サービス及び地域密着型サービス（詳細は裏面）
- ③ 新規で加算取得の申請をする事業所、介護職員処遇改善加算から上位加算区分への移行を申請する事業所、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員ベースアップ等支援加算の申請をする事業所

「介護職員処遇改善加算」の概要

介護職員処遇改善加算とは、全3区分からなる区分ごとに設定された要件を満たした介護事業所で働く介護職員の方の賃金改善を行うための加算です。**介護職員等特定処遇改善加算、介護職員ベースアップ等支援加算の取得には、介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲ**を取得している必要があります。



※専門家は、介護労働安定センターから無料で派遣し、介護職員処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士です。



●相談をご希望の方は「無料相談申込書」に必要事項を記入の上、FAXでお申し込みください。

【お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F

Tel: 045-212-0015

Fax: 045-212-0016

E-mail: kanagawa@kaigo-center.or.jp

http://www.kaigo-center.or.jp

横浜市委託事業「令和4年度 横浜市 介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」
 (受託実施：公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部)

無料相談申込書 申込日：令和 年 月 日

法人名					
事業所名					
加算届出 区分	※現在取得している処遇改善加算について、加算区分に○をしてください。				
	処遇改善加算	・加算Ⅰ	・加算Ⅱ	・加算Ⅲ	・未取得
	特定処遇改善加算	・特定加算Ⅰ	・特定加算Ⅱ	・未取得	
	ベースアップ加算	取得	・	未取得	
所在地	〒 -				
	Tel:		Fax:		
担当者名		役職			
E-mail					
サービスの種類	該当するサービスに○をしてください。(複数選択可) ●居宅系サービス 訪問介護 (介護予防) 訪問入浴介護 通所介護 (介護予防) 通所リハビリテーション ●施設系サービス 介護老人福祉施設 (介護予防) 短期入所生活介護 介護老人保健施設 介護医療院 (介護予防) 短期入所療養介護 介護療養型医療施設 (介護予防) 特定施設入居者生活介護 ●地域密着型サービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護 (介護予防) 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護				
	処遇改善加算を届出していないまたは上位加算を届出するにあたり困っていることをお教えください。	■ 該当するものに○をご記入下さい。(複数選択可) ① 処遇改善加算に必要な人事・処遇制度について ② 無理のない定期昇給の仕組みを作るにはどうすればよいか ③ 職員への支給方法をどのようにすべきか ④ 就業規則・賃金規程の変更方法について ⑤ キャリアパスの構築や研修計画の立て方について ⑥ 処遇改善加算の申請書の作成方法について ⑦ 処遇改善加算の取得で活用できる助成金の申請方法について ⑧ その他 (相談内容の概略をご記入下さい。) ()			
希望相談日程 (※調整の上、追って回答を差し上げます)。	第1希望	月	日	(: ~ :)	
	第2希望	月	日	(: ~ :)	
	第3希望	月	日	(: ~ :)	
希望相談場所	相談者の事業所 / 介護労働安定センター神奈川支部の事務所 / オンライン実施				

※「無料相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規程に従い厳重に管理し、当センター職員による日程調整、内容確認、各種講習会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。